

平成22年6月25日
第2191号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

○健康増進法施行細則の一部を改正する規則（32・健康推進課）…………… 1

訓 令

○職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令（6・人事課）…………… 1

告 示

○保安林予定森林の指定通知（314・森林整備課）…………… 2

○指定施業要件変更予定通知（315・森林整備課）…………… 2

○都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（316・都市計画課）…………… 2

○建設業の許可の取り消し（317・北秋田地域振興局総務企画部）…………… 3

○道路区域の変更（318・北秋田地域振興局建設部）…………… 3

○建設業の許可の取り消し（319・秋田地域振興局総務企画部）…………… 3

○建設業の許可の取り消し（320・仙北地域振興局総務企画部）…………… 4

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）…………… 4

○社団法人全国公営住宅火災共済機構経営状況公告（財産活用課）…………… 4

○特定調達契約に係る一般競争入札の実施（総務事務センター）…………… 5

○土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）…………… 6

規 則

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月二十五日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三十二号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則（平成十五年秋田県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び」を「、」に、「に定める」を「及び健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）に定める」に改める。

第七条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第六号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月二十五日

秋田県知事 佐竹敬久

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の育児休業等に関する規程（平成四年秋田県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3 職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号。以下「条例」という。）第三条第四号又は第十一条第五号の規定による子を養育するための計画の知事への提出は、別に定める計画書を所属長を経て行うものとする。

第二条第五項中「育児休業等」を「育児休業又は育児短時間勤務（以下「育児休業等」という。）」に改める。

第四条第一項第四号を削る。

第七條第一項中「第十四條各号に掲げる」を「第十四條に規定する」に改める。

附 則

この訓令は、平成11年六月三十日から施行する。

告 示

秋田県告示第314号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年6月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所 北秋田市七日市字片逸83の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第315号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年6月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年1月22日農林水産省告示第130号、昭和57年1月30日農林水産省告示第221号、昭和57年11月30日農林水産省告示第1897号、昭和63年5月21日農林水産省告示第681号（1に係るものに限る。）、平成3年6月4日農林水産省告示第745号（2に係るものに限る。）、平成3年6月4日農林水産省告示第747号（1に係るものに限る。）、平成5年4月9日農林水産省告示第352号（1に係るものに限る。）、平成6年5月18日農林水産省告示第827号（3に係るものに限る。）、平成7年3月8日農林水産省告示第356号、平成9年7月24日農林水産省告示第1222号（2に係るものに限る。）、平成10年7月30日農林水産省告示第1101号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課、鹿角地域振興局農林部、北秋田地域振興局農林部、山本地域振興局農林部、由利地域振興局農林部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年6月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類及び名称
秋田都市計画道路（3・4・11号新屋土崎線及び3・5・36号外旭川新川線）の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 秋田市寺内字三千刈、外旭川字野村及び將軍野南四丁目の各一部
- 3 都市計画の変更年月日 平成22年6月25日

秋田県告示第317号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年6月10日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社石川工建
大館市字板子石境154番地3
代表取締役 石 川 嘉 實
秋田県知事許可（般-22）第6660号
- 3 処分の内容
内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年6月10日付けで内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年6月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	鷹巣川井 堂川線	A 北秋田市大町210番地内から脇神字平崎川戸沼93番55地内まで	6.00~64.00	2.027
			B 北秋田市大町53番地内から脇神字平崎川戸沼93番55地内まで	14.00~257.00	2.209
	新	鷹巣川井 堂川線	北秋田市大町53番地内から脇神字平崎川戸沼93番55地内まで	14.00~72.00	2.209

- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成22年6月18日から同年7月8日まで

秋田県告示第319号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年6月7日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社カナモリ
秋田市泉北四丁目3番27号
代表取締役 金 森 敏
秋田県知事許可（般-17）第9957号
- 3 処分の内容
屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年6月7日付けで屋根工事業及び板金工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第320号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年6月11日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
照井水道工事店
仙北郡美郷町境田字下八百刈273番地
照 井 辰 蔵
秋田県知事許可（般-19）第8740号
- 3 処分の内容
管工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年6月11日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年6月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人 あきた菜の花ネットワーク
- 3 代表者の氏名
石 田 哲 治
- 4 主たる事務所の所在地
秋田市外旭川字水口155番地の1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、菜の花を景観、食品、燃料など幅広い分野で活用し、多くの遊休耕作地を再利用することにより農村地域の活性化を図り、地域に密着した循環型環境保全社会を形成し、社会に貢献することを目的とする。
- 6 定款の変更内容
(1) 事業年度

地方自治法第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成21年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成22年6月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- | 1 事業実績 | (単位：千円) |
|---------------|---------------|
| 加入都道府県市区町村会員数 | 688 会員 |
| 加入戸数 | 881,650 戸 |
| 共済委託契約金額 | 7,868,731,286 |
| 火災共済掛金 | 1,066,939 |
| 被災戸数 | 242 戸 |
| 火災共済給付金 | 283,274 |
| 特定給付金 | 16,644 |
| 復興建築助成戸数 | 126 戸 |
| 復興建築助成金 | 61,551 |

住宅災害見舞戸数	641 戸
住宅災害見舞金	37,740
住宅防火施設整備補助会員数	211 会員
住宅防火施設整備補助金	107,891
2 貸借対照表 (平成22年3月31日現在)	(単位：千円)
I 資産の部	
1 流動資産	687,983
2 固定資産	
(1)特定資産	
①異常危険準備金資産	2,913,967
②その他特定資産	1,702,454
(2)その他固定資産	366,320
資産合計	5,670,724
II 負債の部	
1 流動負債	609,680
2 固定負債	3,042,682
負債合計	3,652,362
III 正味財産の部	
正味財産合計	2,018,362
負債及び正味財産合計	5,670,724

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
ロータリ除雪車（2.6m級 400P S）R 2 1台
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
- (3) 納入期限
平成23年3月25日（金）
- (4) 納入場所
仙北地域振興局建設部

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - エ 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
- (2) (1)イの資格に係る申請

(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成22年7月16日（金）までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号
秋田県出納局総務事務センター（電話番号018-860-2743）

- (2) 調達システム (<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>) により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年6月25日（金）から同年8月3日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。
- (4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成22年6月25日（金）から同年8月3日（火）までの期間、調達システムにより利用することができる。
- 4 入札執行の日時及び場所
平成22年8月6日（金）午前10時
秋田県出納局総務事務センター
- 5 入札保証金
秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。
- 6 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。
- (3) 入札の無効
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
- (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出すること。
- (7) その他
詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。
- 7 概要
Summary
- (1) Nature and quantity of item to be purchased:
Rotary snowplow (2.6m class 400PS) R2
- (2) Time-limit of tender: 10:00 A.M. 6 August, 2010
- (3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-2743

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、戸村土地改良区から申請のあった定款変更について、平成22年6月15日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

発行者	秋田県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号